

税務情報

2025 年度税制改正 — 国税庁からの公表情報

1. 防衛特別法人税に関するパンフレット及び申告書様式の公表

2025 年度税制改正では、日本の防衛力の抜本的な強化を行うために安定的な財源を確保する観点から、法人税に係る措置として防衛特別法人税が創設されました^(※1)。

防衛特別法人税の納税義務者である各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、2026 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度において、基準法人税額（所得税額控除などの一定の税額控除を適用しないで計算した法人税額）から年 500 万円の基礎控除額を控除した金額（以下、「課税標準法人税額」）に対して、4%の税率を乗じて計算した金額を、防衛特別法人税として申告し、納付することが必要となります。

これを受け、国税庁は 5 月 30 日、防衛特別法人税に関する以下のパンフレットと申告書様式を公表しました。

■ [防衛特別法人税が創設されました](#)（PDF 1,597KB）

このパンフレットは、防衛特別法人税の概要をまとめたもので、留意点として、所得金額が欠損等の理由により基準法人税額が 0 となる場合や基礎控除額の控除により課税標準法人税額が 0 となる場合であっても、防衛特別法人税の申告書を提出する必要がある点が示されています。

■ [防衛特別法人税の申告書様式](#)（PDF 799KB）

防衛特別法人税の申告書は、法人税及び地方法人税の申告書と一体の様式となることが明らかにされ、防衛特別法人税の申告に必要な各種別表のサンプルが掲載されています。

2. 「令和 7 年度法人税関係法令の改正の概要」の公表

国税庁は 5 月 30 日、2025 年度税制改正における法人税関係の改正の概要をまとめた以下の資料を公表しました。

■ [令和 7 年度法人税関係法令の改正の概要](#)

全 33 ページのこの資料では、法人税関係の改正内容が図表を用いて分かりやす

くまとめられています。

たとえば、2025 年度税制改正では、昨年 9 月に企業会計基準委員会から公表された新リース会計基準に対応するため、リース取引に係る税制上の取扱いの整備が行われましたが、この資料では特にそのリース関連の改正内容を紹介するページが充実しています。

3. 基礎控除の見直し等に関する Q&A の公表

2025 年度税制改正により、所得税の基礎控除及び給与所得控除の見直し、特定親族特別控除の創設並びに扶養親族等の所得要件の改正が行われました^(*)1)。これらの改正は、原則として、2025 年 12 月 1 日に施行され、2025 年分以後の所得税について適用されます。

これを受け、国税庁は 4 月に上記改正の概要や源泉徴収事務に関する情報を集約した「[令和 7 年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について](#)」というページを開設しましたが^(*)2)、5 月 30 日、このページに以下の Q&A を追加しました。

■ [令和 7 年度税制改正（基礎控除の見直し等関係）Q&A](#)（PDF 1,225KB）

この Q&A（全 36 問）は、上記改正のうち、2025 年 12 月に行う年末調整など、2025 年 12 月以後の源泉徴収事務に関する事項を中心に取りまとめたもので、たとえば以下の解説が行われています。

【1-4 改正の概要（源泉徴収税額表）】

2025 年度税制改正における基礎控除及び給与所得控除の見直しにより、2026 年分以後の源泉徴収税額表が改正されたが、租税特別措置法の規定による基礎控除の上乗せ特例（所得税法の規定による基礎控除額 58 万円に、37 万円、30 万円、10 万円又は 5 万円が加算される特例）（以下、「上乗せ特例」）については、2026 年分以後の源泉徴収税額表には織り込まれておらず、年末調整又は確定申告の際に適用を受けることとなる。

【3-7 特定親族特別控除の適用を受けられない場合】

以下のように、特定親族特別控除の適用を受けられないことがある。

- 2 以上の居住者の特定親族に該当する親族は、いずれか一方の居住者の特定親族にのみ該当するものとみなされる。
- 居住者の特定親族に該当する親族が、他の居住者の配偶者特別控除の対象となる配偶者にも該当する場合には、その親族は、これらの居住者のうちいずれか 1 人の特定親族又は配偶者特別控除の対象となる配偶者にのみ該当するものとみなされる。
- 親族の双方がお互いに特定親族に該当する場合、本控除はいずれか一方にのみ適用される。
- 本控除の適用を受けている居住者を特定親族として、他の居住者が本控除の適用を受けることはできない。

【7-5 非居住者の場合の基礎控除額】

2025 年度税制改正による基礎控除の見直しのうち、上乗せ特例については、居住者についてのみ適用されることとなっているため、2025 年中を通じて非居住者となる者の基礎控除額については、上乗せ特例は適用されず、所得税法の規定による基礎控除額 58 万円のみが適用されることとなる。

- (*) 2025 年度税制改正の情報については、2024 年 12 月 26 日発行の KPMG Japan Tax Newsletter [「2025 年度税制改正大綱」](#) (PDF 658KB) 及び 2025 年 3 月 6 日発行の KPMG Japan Tax Newsletter [「2025 年度税制改正法案 基礎控除の引上げに係る修正案」](#) (PDF 247KB) をご参照ください。
- (*) 本ページの開設については、2025 年 4 月 28 日発行の KPMG Japan e-Tax News No.330 [「国税庁からの公表情報 — 2025 年度税制改正関連情報」](#) (PDF 257KB) にてお知らせしています。

KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL : 075-353-1270

FAX : 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル8F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

info-tax@jp.kpmg.com
kpmg.com/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.